

公益財団法人武蔵野市子ども協会

一般事業主行動計画

武蔵野市子ども協会では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職員がその能力を発揮し、働きやすい雇用環境整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：出産・育児支援制度の充実

- 女性の育児休業取得率及び復職率を100%とする

〈取り組み内容〉

(令和5年4月～)

- ・「出産・育児ハンドブック」の活用を行う。
- ・社内報の送付などの情報提供を行うとともに、総務課に窓口担当者を置き、コミュニケーション促進を図る。また子育て先輩職員との交流会を行うなどして、復職に向けた不安を軽減する。
- ・通信教育助成の案内を行い、スキルアップ支援を行う。
- ・安心して制度を取得できるよう、機動的な職員配置や代替職員の確保に努める。

- 男性の出産支援休暇取得率を100%、育児休業取得率を50%以上とする

〈取り組み内容〉

(令和5年4月～)

- ・出産予定報告書を活用し、対象職員に制度を案内し、休暇取得を促進する。
- ・育児休業を取得しやすい職場風土を作るため、所属長や職員に研修や情報提供を行う。

目標2：年次有給休暇の取得促進

- 全職員が年間10日以上の休暇取得

〈取り組み内容〉

(令和5年4月～)

- ・休暇取得率を調査する。
- ・休暇取得促進に向けた取り組みを実施する。(記念日の導入等)
- ・休暇取得率が低い者には、所属長は休暇取得計画を策定する。
- ・出退勤システムを導入し、休暇取得状況を随時確認できるようにし、職員全員の達成を目指す。

目標3：超過勤務時間の縮減

- 事務局以外の施設：月平均超過勤務時間を10時間以下
- 事務局：月平均超過勤務時間を15時間以下

〈取り組み内容〉

(令和5年4月～)

- ・定時退社を行う意識づくりを行う。(ノー残業デーの徹底など)
- ・所属長は超過勤務の多い職員へヒアリングを行い、実態把握・原因分析を行い、行動計画を策定する。
- ・出退勤システムを導入し、所属長が超過勤務状況を随時確認できるようにする。